

# 上越市ガス水道局指名停止措置

令和2年4月1日更新

業者名	指名停止期間	指名停止の事由
鹿島道路株式会社 (東京都文京区後楽1丁目7番27号)	令和2年4月1日から 令和2年5月31日まで (2か月)	令和元年7月30日、公正取引委員会から、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことが、上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第2第4号（独占禁止法違反）の規定に該当するため。
世紀東急工業株式会社 (東京都港区芝公園2丁目9番3号)	令和2年4月1日から 令和2年4月30日まで (1か月)	令和元年7月30日、公正取引委員会から、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことが、上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第2第4号（独占禁止法違反）の規定に該当するため。